

【緊急】

宜福育第 47 号-2
令和 2 年 4 月 13 日

保護者各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

自宅保育した場合の保育料の減免（日割り計算）について 【4月13日差し替え】

※ 4, 5 番を追記しました

令和 2 年 4 月 7 日（火）～4 月 17 日（金）の小中学校の臨時休校期間中に、認可保育施設等の在園児童を自宅保育した場合には、保育料を日割り計算いたします。

1. 一旦、通常通りの保育料をお支払いいただき、後日市役所が還付または翌月以降の保育料に充当する仕組みとなります。詳細は後日お知らせいたします。
2. 前回の臨時休校期間である令和 2 年 3 月 2 日（月）～3 月 13 日（金）に自宅保育にご協力いただいた方も同様です。
3. このお知らせは現時点での内容です。変更が生じた際には、速やかにホームページや各施設を經由してお知らせいたします。
4. 土曜日は日割り計算の対象に含みません。（小中学校の臨時休校にあわせての措置であるため。）【4月13日追記】
5. 給食費につきましては園にご確認ください。【4月13日追記】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、保護者様にはできるだけ自宅保育していただきますようお願い致しております。保育料を減免できるのは小中学校の臨時休校期間に限られておりますが、引き続き自宅保育のご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話 098-893-4411 内線 176, 178